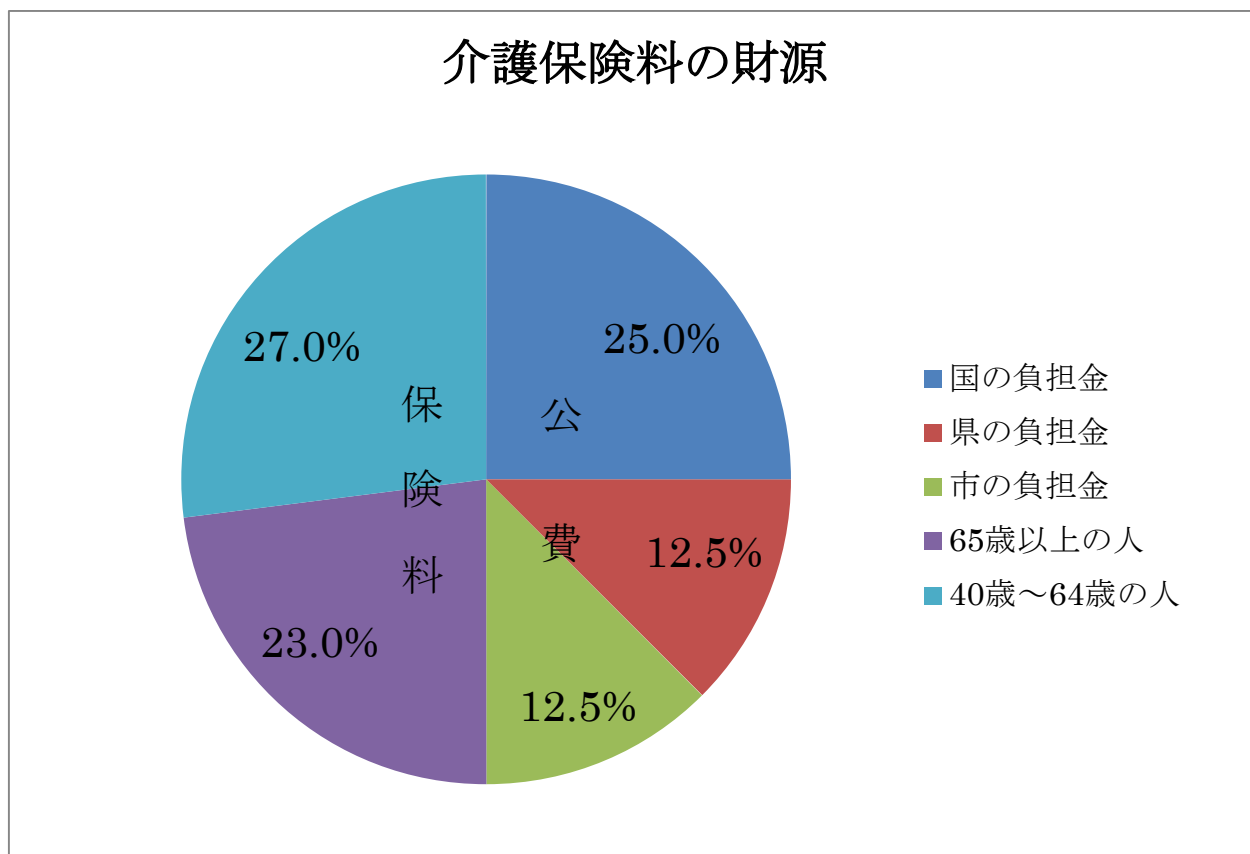


令和6年度から令和8年度の保険料

◆保険料について

皆様に納めていただく保険料は、国・県・市の負担金とともに、介護サービスに要する費用となります。負担の割合はグラフのとおりです。皆様の保険料は、介護保険の運営のための大切な財源となっておりますので、納期までに納付をお願いします。



◆65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

◎保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに決められます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{いすみ市で必要} \\ \text{な介護サービス} \\ \hline \text{の総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \hline \text{23\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{市内の65歳} \\ \text{以上の方の} \\ \hline \text{人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{いすみ市の} \\ \text{基準額(年額)} \\ \hline \text{62,400円} \\ \hline \end{array}$$



本人や世帯員の所得や課税状況等に基づき、13段階に区分されます。皆様の保険料は、住民税確定（6月中旬）の後に決定します。

また、保険料は介護保険事業計画の策定にあわせて見直されますので、3年ごとに変わります。令和6年度の段階別保険料は次のとおりです。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額
第1段階※1	生活保護受給者の方、又は老齢福祉年金※2受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.285	17,784円
第2段階※1	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485	30,264円
第3段階※1	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える方	基準額 ×0.685	42,744円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.90	56,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	62,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額※3」が120万円未満の方	基準額 ×1.20	74,900円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	81,100円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	106,100円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	118,600円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	131,000円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	143,500円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の方	基準額 ×2.40	149,800円

※1 低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

※2 **老齢福祉年金** 明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※3 **合計所得金額** 収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

◎保険料の納め方

保険料の納め方には、**特別徴収**と**普通徴収**があります。（両方が併用される場合もあります）

《特別徴収》

年金から天引きする方法で、対象となるのは年金（老齢・退職（基礎）・遺族・障害年金）を年間18万円以上受給している方です。

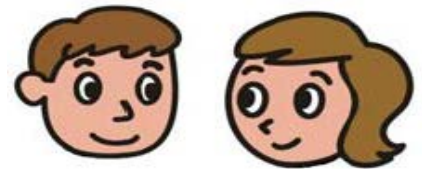
《普通徴収》

納入通知書により、期日までに金融機関を通じて納める方法や口座振替による方法で、対象となるのは次のような方です。

- ・特別徴収の対象となる年金を受給していない方
- ・年金が年額18万円未満の方
- ・年度の途中で65歳（第1号被保険者）になった方
- ・年度の途中で他の市区町村から転入した方
- ・年度の途中で保険料段階が変わった方
- ・年金を担保に借入れをしている方

◎保険料の減額・免除について

災害等により著しい損害を受けた時には、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは、健康高齢者支援課介護保険班にお問い合わせください。



◆40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

40歳以上65歳未満の方の介護保険料の計算方法や額は、加入している医療保険により異なります。詳しくは加入する医療保険者にお問い合わせください。

◎国民健康保険に加入している方

決め方…国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

納め方…医療分と介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

◎職場の健康保険に加入している方

決め方…加入している保険ごとに設定される介護保険料率と、給与や賞与に応じ決められます。

納め方…医療分と介護分をあわせて、給与や賞与から差し引かれます。

※ 40歳以上65歳未満の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません（加入する健康保険の被保険者全体で負担することになります）。



◆保険料を納めないと…

介護保険では、実際にかかる費用の1割から3割を負担すれば、さまざまな介護サービスを利用することができます。

保険料を納めている方との公平を保つために、滞納がある方には次のような措置がとられますので、納め忘れにご注意ください。

◎1年以上滞納すると…

費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

◎1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

◎2年以上滞納すると…

サービスを利用するときの利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

利用者負担割合が3割の人は、4割に引き上げられます。